

JHF 理事職務分担規程

制定 2010年10月19日 理事会

改正 2019年7月30日 理事会

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下「JHF」という。）定款第21条第2項に基づき、業務執行の職務分担を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この規程において、理事とは、定款第19条の理事をいう。

(理事の役割)

第3条

理事は、理事会を組織し、定款及びこの法人の規約、規程等に従って、職務を分担、遂行し、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(会長の職務権限)

第4条

会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) この法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集する。
- (3) 毎事業年度毎に3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長の職務権限)

第5条

副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務施行理事の職務権限)

第6条

業務執行理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会計を管理する会計管理責任者
- (2) 公印を管理する公印管理責任者
- (3) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (4) 毎事業年度毎に3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細則)

第7条

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、JHFの設立登記の日(2011年4月1日)から施行する。

本規程の一部改正は、2019年7月30日から施行する。

〈別表〉

1. 会長(理事)

事業計画・予算案の作成、事業報告・決算案の作成、人事・給与制度の立案、事務局職員の任罷、契約の締結、支出の決済、基金に関する事項、文書の発簡、渉外に関する事項及び催事への主催者としての参加

2. 副会長(理事)

渉外に関する事項、催事への主催者としての参加、外部機関との連絡調整

3. 業務執行理事

委員会設置規程第6条及び第19条に基づく常設委員会及び特別委員会の担当